



島根県報

平成29年3月31日（金）

号外第49号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

第12次鳥獣保護管理事業計画の公表	（森 林 整 備 課）	2
第一種特定鳥獣保護計画の公表	（ ” ）	2
第二種特定鳥獣管理計画の公表	（ ” ）	2
第二種特定鳥獣の捕獲等をする期間の延長	（ ” ）	2
第二種特定鳥獣の捕獲等の数の制限の解除及び猟法の禁止の一部解除	（ ” ）	3

告 示**島根県告示第169号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により、第12次鳥獣保護管理事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該計画は、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁、各農林振興センター及び各農林振興センター各事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第170号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定により、第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画を定めたので、同条第8項において準用する同法第4条第5項の規定により告示する。

なお、当該計画は、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁、各農林振興センター及び各農林振興センター各事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第171号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により、第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画及び第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画を定めたので、同条第3項において準用する同法第4条第5項の規定により告示する。

なお、当該計画は、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁、各農林振興センター及び各農林振興センター各事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第172号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定により、次のとおり第二種特定鳥獣の捕獲等をする期間を延長する。

平成29年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 第二種特定鳥獣の種類
イノシシ、ニホンジカ
- 2 期間の延長を行う区域
次の区域を除く県内の区域
 - (1) 海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町
 - (2) 国指定鳥獣保護区

3 期間の延長を行う期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

4 期間の延長の内容

(1) 延長前の期間

11月15日から翌年の2月15日まで

(2) 延長後の期間

11月1日から翌年の2月末日まで

島根県告示第173号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定により、第二種特定鳥獣の捕獲等の数の制限の解除及び猟法の禁止の一部解除を次のとおり行う。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 捕獲等の数の制限の解除

(1) 第二種特定鳥獣の種類

ニホンジカ

(2) 解除を行う区域

次の区域を除く県内の区域

ア 海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町

イ 国指定鳥獣保護区

(3) 解除を行う期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(4) 解除の内容

ア 解除前の数の制限

1日当たり1頭

イ 解除後の数の制限

制限なし

2 猟法の禁止の一部解除

(1) 第二種特定鳥獣の種類

イノシシ、ニホンジカ

(2) 一部解除を行う区域

次の区域を除く県内の区域

ア 海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町

イ 国指定鳥獣保護区

(3) 一部解除を行う期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(4) 一部解除の内容

ア 一部解除前の禁止する猟法

くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの）を使用する方法

イ 一部解除後の禁止する猟法

くくりわな（輪の直径が15センチメートルを超えるもの）を使用する方法